

年収の壁・支援者パッケージについて

年収の壁・支援者パッケージについて、健康保険組合連合会から厚生労働省に確認した内容が、令和7年7月7日付けで発信されましたのでお知らせします。

被扶養者の収入確認の際、年間収入が130万円を超えたとしても事業主の証明があれば一時的な収入変動として、収入要件を満たすとされており、事業主証明が適用されるのは、連続2回までを上限とされています。

今年が3回目の年となり、厚生労働省にその解釈を確認した結果は以下の通りです。

・3回連続で事業主証明が提出されたとき

事業主証明は無効

※N年、N+1年、N+2年連続で提出された場合の
N+2年の事業主証明は無効

・隔年で提出されたとき

事業主証明は有効

※N年、N+1年、N+2年、N+3年、N+4年の内、
N年、N+2年、N+4年で提出された場合のN+5年の事業主証明は有効

以上